

第十六回 参議院建設委員会會議録第八号

昭和二十八年七月六日(月曜日)午後一時四十三分開会

委員の異動

七月四日委員三木治朗君辞任につき、その補欠として田中一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 石川 清一君  
理事 石井 桂君  
石川 榮一君  
三浦 辰雄君

委員

石坂 豊一君  
小澤久太郎君  
鹿島守之助君  
赤木 正雄君  
江田 三郎君  
小笠原二三男君  
近藤 信一君  
田中 一君

衆議院議員

瀬戸山三男君

政府委員

建設政務次官 南 好雄君  
建設省住宅局長 師岡健四郎君  
事務局側  
常任委員 菊池 璋三君  
会専門員 武井 篤君

説明員

建設省住宅局 鮎川 幸雄君  
住宅経済課長

本日の會議に付した事件  
○産業労働者住宅資金融通法案(内閣送付)  
○北海道防塞住宅建設等促進法案(衆議院送付)

○委員長(石川清一君) 只今より委員会を開会いたします。

本日は公報を以て御通知申上げた通り、産業労働者住宅資金融通法案及び北海道防塞住宅建設等促進法案の二法案を議題といたします。二法案は去る四日、いずれも衆議院において修正議決され、同日本委員会に付託されたものであります。先ず政府委員より産業労働者住宅資金融通法案の提案理由の御説明をお願いいたします。

○政府委員(南好雄君) 産業労働者住宅資金融通法案につきまして、その提案の趣旨及び法案の概要を御説明申し上げます。

申すまでもなく現在の住宅難は極めて深刻でありまして、これが解決は我が国の当面する内政上の大きな問題となつて居るのであります。特にこの住宅難は我が国再建の原動力となつて居る勤労者において最も甚しく、これらの人々の生活安定は勿論、勤労能率に對しても重大な影響を与えて居る次第であります。政府におきましては、このような住宅事情に対処し、従来から各般の施策を講じ、その最も重要なものとして低家賃公営住宅及び住宅金融公庫融資住宅の建設に努力して参つたのであります。この際、更に住宅政策を積極的に進めて、勤労者の福祉を

増進し、産業の発展に寄与するため、産業労働者住宅の建設促進を図る必要があるものと考え次第であります。即ち国と事業者の協力によつて、産業に従事する労働者に対し低家賃の住宅を供給するために、労働者のための住宅を建設しようとする事業者等に対し住宅金融公庫を通じ長期低利資金を融通することを目的とする本法案を提案いたしますこととした次第であります。

本法案により資金の融通を受ける者は、その使用する産業労働者に対して住宅を建設しようとする事業者及びこれらの事業者に代つて労働者のために住宅を建設しようとする会社その他の法人であります。資金貸付の限度は建設費の五割、貸付利率は年六分五厘、償還期間は耐火構造住宅及び簡易耐火構造住宅については十五年以内と、木造住宅については十五年以内といたしております。

この法案に基き、昭和二十八年年度におきましては、住宅六千五百戸分二十億円の貸付を予定いたしております。特に住宅の質の向上を図る意味におきまして、融資に当りましては耐火構造アパートの建設に重点を置きたいと考えております。

以上本法案の提案理由と法案の骨子につきましてその概要を申し上げます。なお、この法案の施行に伴い住宅金融公庫法の一部を改正する必要を生じましたので、これにつきましても改正したいと存じております。何と

ぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

なお以上御説明申上げました政府提出法案につきまして、衆議院におきまして貸付金限度及び償還期間についての修正がなされたのであります。即ち貸付金の限度は、耐火構造及び簡易耐火構造の住宅については建設費の六割、木造住宅については五割五分となり、償還期間は、耐火構造住宅三十五年以内、木造住宅十八年以内と修正されました。

○委員長(石川清一君) 質疑いたしました方がよろしうございますか。それと北海道防塞住宅建設促進法案の説明を聞いたあとにいたした方がよろしうございますか。

それでは北海道防塞住宅建設等促進法案の説明を聞くことにいたします。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) それでは提案者を代表いたしまして、北海道防塞住宅建設等促進法案に關しまして、その提案の趣旨及び法案の概要を御説明申し上げます。

昭和二十五年、北海道開発法が制定せられました。北海道の総合的な開発の国家的な重要性が認められたのであります。その基本的要件として、居住条件の改善が、先ず第一に取上げられねばならぬ問題であります。

御承知のように北海道においては寒冷が甚しく、他の地方とは全く異つた自然的条件にあります。然るに従来の木造住宅は誠に粗末なものが多く、このため一冬の採暖のために要する燃料は、石炭で三トン以上、薪の場合には、実に住宅一戸分に相当する木材を使用するという状況であります。従いまして火災の発生件数も多く、又寒冷な気象による凍上、積雪のために起る「すが洩り」等、特殊な現象により、木造家屋の耐久年数は、内地に比して著しく低くなつております。

これらを改善するためには、北海道における住宅は、たとへば、北海道において火災の発生件数も多く、比較的耐震性の低いなブロック造建築物を作るのに慮られた条件に於て、この方法によれば木造と大差ない価格で、不燃防塞住宅を作ることが可能であり、燃料費等を考え合せれば却つて経済になるとさえ言われて居る状態でありませう。

本法におきましては、北海道の気象条件に適する不燃防塞住宅の構造設備を研究し、これを一般に普及することに對し国家的な助成をすること、住宅金融公庫より融資される住宅は不燃防塞構造のものに限り、その代り償還期間の若干の延長を認めること、並びに公営住宅その他国又は公共団体の資金により建設される住宅は、努めて不燃防塞的なものとせねばならぬ旨を規定しております。

これにより、北海道に不燃防塞住宅が普及いたしますれば、北海道の開発に寄与することが大であるばかりでなく、今まで燃料として無駄に使用せられていた貴重な木材を節約するため

にも大いに役立つこととなり。而してこれらはいずれも戦後日本の重要課題の解決に寄与するところ大なるものがあると考えられるのであります。

○委員長(石川清一君) 以上で提案理由の説明は終了しました。資料の御要求があれば提出して頂くことにいたします。続いて質疑がございましたら御発言をお願いします。

○田中一君 この北海道防衛住宅建設等促進法案、これに参議院では何か希望条件が附いたように承知しておるのですが、その希望条件を我々のほうに資料として提出して頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 希望条件というものが委員会に附けられたことではないのでありますが、ただ希望の意見を述べられた事実はあります。

○委員長(石川清一君) 速記をやめます。

〔速記中止〕

○委員長(石川清一君) 速記を始めて下さい。それでは政府提案の産業労働者住宅資金融通法案について先ず質疑をお願いします。

○近藤信一君 この住宅法案の五条の第二項に「集团的に建設されるように努めなければならない。」と、こうございしますが、この集团的に建設されなければならないという意味は、社宅を、いわゆる会社の社宅を建てるとい

うことを意味しておるのかどうか、この点について……

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。必ずしも一概にそうではないのであります。普通の状態は、業者がこの資金の融通を受けます場合に、若しそれが会社であります場合には、従来の形はそういうふうな社宅のような形になるのであります。例えは労働組合あたりがそういうことをやります場合は、これはまあ社宅というわけにはいかんと私は思っております。ですから必ずしもこれは社宅というよ

うな意味ではないと思ひます。

○近藤信一君 そうすると、例えば現在或る会社に働いておつて、そしてこの融通資金を受けまして家を建てる、それからその会社をやめてよそに今度建てようとする場合、最初に申込んだときには会社にいたが、今度建てるときには会社をやめておつた場合に、これに対しての変更があるかないか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。それは全然影響ございません。この法律は、借りるのは、いわゆる住宅を供給しようとする人が金を借りてやるのであります。それから今御質問になりましたのは、身分がただ産業労働者という、その個人がやる場合でありますから、全然それは影響はございません。

○近藤信一君 個人に貸付けることを目的としておるわけですが、その支払の能力の問題、この点についてどんなふうにお考えおられるか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。それは家賃を出して入つておる人と、それからこの資金を借りてそ

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

うい

です。住宅金融公庫法を改正しまして、産業労働者には国がこういう貸付方法を以てやるということでも済んでしまふ。なぜかという単行法を出さなければならぬか、ということとは国民大衆と産業労働者を区分して考えていると思ふのですから、その区分けしなけれはならぬ数字を出し願ひたい。

○政府委員(南好雄君) いずれあとかからその数字を御説明申上げますが、私の答へました中に、何か田中さん誤解をしておいでの上でございしますが、私の申したものは、一般的の問題について一般的の資金の出し方がある。そこでもう一つ産業労働者に対しては現下の一番困つて居ることは住宅難であるから、そういう方面にもできるだけ民間資金を導入してより多く数を作つてやるためにこういう法案を提出したわけでありまして、こうお答へ申したのであります。なほ数字につきましてはここに住宅局長がおりますから……。

○政府委員(師岡健四郎君) 只今田中委員から御質問のありました点に的確に適合するような数字ではございませぬが、私どもがこの法案を作成いたしました上において調査いたしました数字について御説明いたしたいと思います。これは昭和二十七年の公営住宅三カ年計画と昭和二十五年の国勢調査によりましたものによつて推定いたしましたわけでございますが、この一般の普通世帯の総数は千六百六十六万のうち約三百十五万住宅が不足しておると考えられるわけでございます。なおこの法律の適用の対象になつております労働者の世帯数は約四百七十七万と考へられるわけでありまして、そのうちの

住宅不足数は百九十九万であると推定されるわけでございます。但しこれはこの法案におきましては五人以上となつておりますので、これを除きますと更にこの数字は變つて来ると思ひます。又この労働者の四百七十七万のうち百九十九万世帯数に對して、これを産業労働者住宅金融通法だけによりまして解決するということはなかく困難でございまして、只今住宅金融公庫法により公営住宅等によりまして、いろいろ住宅資金の貸付とか低家賃住宅の建設が行われておるわけでございますが、それらの中に入つて居る人々にはやはりここに挙げました方々も入つておられるわけでございます。公庫住宅とか公営住宅などにつきましては、大部分労働者が入つておられるわけでございます。そういう公庫だけでは不十分であるというので、更に先ほど御説明がございましたように、民間資金をできるだけ入れて、國との協力によつて、住宅を成るだけ増加したいというふうに考へてこの法案ができておるわけでございます。

○田中一君 今の御説明を聞きますと、大体推定不足数三百十五万戸、それから産業労働者として不足しているのが百九十九万戸とおつしやつた。五人以上の従業員を使つて居る場合もこの範疇に入るといふことになりまして、もつと多くなるといふ予想なんですね。

○説明員(船川幸雄君) もつと少くなるわけですね。この適用から五人以下の者は除かれますので、一応この法律からは適用除外になりますので、実際は少くなるわけでございます。この法律適用上は……。

○田中一君 二十八年度の住宅金融公庫に對する國家資金並びに預金部資金は幾らになつておられますか。

○政府委員(南好雄君) お答えいたします。これは預金部資金から二十億出しておられます。

○田中一君 二十八年度の住宅金融公庫に出資しようとするところの國家資金、それから預金部資金は總額幾らになつておられますかというのです。

○政府委員(師岡健四郎君) 國家資金としましては八十億でございます。それから資金運用部から百億借りる予定になつておられます。その百億のうち二十億がこの産業労働者住宅の資金融通に充てられる予定でございます。

○田中一君 三百十五万戸のうち一戸百九十九万戸が労働者だ、住宅金融公庫に融資されたものは百六十億、この三百十五万戸のうち百九十九万戸を差引いた百九十何万戸、この分に対しては百六十億貸す、百九十九万戸に対しては二十億貸す、余り産業労働者を輕視する、産業労働者に対して比率が少いと思ふのであります。若しそれがためにあかたが本當に我が國再建の原動力としていたつしやい。住宅金融公庫のほうは八十億と百億、そのうちの二十億はこちらに廻る、從つて住宅金融公庫には百六十億残るわけですね。あなたの言つていらつしやるわけのところの一般大衆という面には百六十億、そうして推定百九十九万戸のうち二十億だけ供給しよう、そうして資本家の金も導入しよう、いわゆる二十億を四十億に實際建築費として計上しよう、そうすると政府は何も我が國再建の原動力という考へは持つていないのですよ。持つていな

ら、大事なものでなければもう少し多くの資金を投入するのが當然です。この点はどういうふうに考へておるのでですか。今数字の問題で明らかです。

○政府委員(南好雄君) 細かい数字は住宅局長がおりますから説明させます。

○政府委員(師岡健四郎君) 提案の際に御説明申上げましたように、政府といたしましては住宅政策の基本を公営住宅と住宅金融公庫の融資による住宅建設というふうにお考へておるわけでございます。これを更に詳細に申上げますと、公営住宅利用者、御承知のようにならば産業労働者、いわば産業労働者といふべき労働階層でございます。木造住宅について言いますと、八九・七〇とつまつた労働者が公営住宅に入居しておるわけでございます。又耐火構造の住宅におきましては九一〇が労働階層に入居いたしておるわけでございます。それから公庫の利用者におきまして、二十七年の調査によりますと、六六・七〇というものはいわゆる労働階層でございます。従いまして従來の政府の住宅政策は大部分が労働階層の住宅政策に向けられておるわけでございます。それに加へまして今回こういう法律を提出しましたゆへは、この公営住宅も御承知の通り今年度においては昨年度の倍の建設をいたすわけでありまして、公庫は出資以來二百億に近い資金を融資しておるわけでございますが、これを以てしても現在三百六十六万戸といわれておる住宅不足には決して十分でない。そこでプラスして更にこういう行き方による住宅建設をいたしたい。つまりそれは民間の資金を導入して、従

來の政府の政策に更にプラスした産業労働者住宅供給方策を加へたい、こういうことで立案されておるわけでございます。で、決して二十億だけで労働者の住宅建設供給を考へておるといふわけでは毛頭ございせん。

○田中一君 二十八年度予算で、厚生省に行つて居る二十億の産業住宅建設貸付融資、あれはどうなつていますか。

○政府委員(師岡健四郎君) これは二十八年度におきましてもそのまま厚生年金還元という趣旨で、府県転貸で行くことに相成つております。

○田中一君 その問題は前國會でしたか、窓口をやはり一つにしてほしいという要求を政府に申上げておいたのですが、これは閣議ではどういふような決定になつたのですか。又事務當局の折衝はどうなつておりますか。

○政府委員(師岡健四郎君) 閣議ではこの問題が出たようには承知いたしておりませぬが、事務折衝におきましては私も大蔵省、又厚生省方面と随分と、同様のことをやり、全く同一のことをやるものであるから一つ一本化してほしいという交渉をいたしたのであります。但し、厚生省の厚生年金の還元の前から、厚生省のは又それで一つ行きたい、併しこの建設費で行きます産業労働者の住宅の資金融通につきましては、厚生年金の還元の趣旨で行つております分と、条件等を同一にし、又窓口等もなるべく一本化するようになつてほしい、こういうこと、現在厚生年金は府県を通じて転貸されておるわけでありまして、この産業労働者住宅の資金融通につきましても、府県を窓口といたしまして十分

にその間の調節を図るよう工夫いたしておるわけでありまして、趣旨におきましては大体一本化の線に於けるわけでありまして、厚生年金還元という大きな趣旨がございまして、まだ形式の上で全国的に一本化するということになつて参つておらんわけでございます。

○田中一君 この法律が若し通りますと、厚生省の厚生年金還元二十億の金の使途というものがおのずからこの法律にのつて使用されるようになりますか、それとも現在厚生省は別箇の建前で独自の貸付方法並びに償還などをやつて行きますか、その点で事務折衝はどうなつておられますか。

○政府委員(師岡健四郎君) 厚生年金のほうは大体去年におきましては貸付割合は八割だったのであります。私どものほうの申入れを受けまして、大体今年度は六割になるんじゃないかと思ひます。併しまだ二十八年度の実施細目はきまつておりませんので、恐らくはそうなるだろうと思われま

が、まだ確定はいたしておりません。又利率につきましては双方ともに六分五厘でございます。同一でございます。

○田中一君 政府は若しこの法律の通過に当つては、厚生省が実施している産業住宅の融資ですね、これに従わなければならぬというところに修正したらば……、それは御希望ですか、御希望じゃないのですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。非常にむづかしい問題でありまして、事務的にはいろいろそういう問題の解決はやはり一応しておきましてやつたほうがほんとうに実際資金を融通する際における便宜もあろうかと

考えますので、もう一応厚生省と十分事務的に交渉して頂いて、御趣旨に合うように、窓口を二つにしないように努力して行きたいと思つております。若しこの法案を修正して、厚生年金をここに入れるということになりますと、なか／＼むづかしい問題であります。却つて厚生年金をよりよく回轉さすというふうなことも又影響が参つては却つてどうかと思ひますので、もう一遍よく事務当局として打合せしてみたいと思つております。

○田中一君 これは政務次官は政治家ですからなか／＼含みのあることを言うんで、これは政務次官に伺ひませんが、住宅局長に伺ひますが、住宅局長としては日本の住宅供給機構といふものは、住宅政策を遂行する上において、やはりできるならば一本になつてすべての融資方法、その他の方法が一つになつて集まることからは出るといふような形のものが好ましいと思ひますか、好ましくないと思ひますか。

○政府委員(師岡健四郎君) これは勿論住宅の供給方法なり、それに関連する資金の供給の機関等は一本化して、利用者の利便を図るべきものでございまして、当然一本化を強く希望いたします。併しながら先ほどもちよつと御説明いたしましたように、厚生省の扱つております分は、自分たちが積んだ厚生年金を一つ利用させてほしい、折角数百億積んであるのだから、その運用の形で一ついろいろな方面に利用させてほしい、その一つとして最も困つておる住宅のほうへ運用することを認めてほしいというところで扱つております建前上、厚生省もその厚生年金還元という勤労者の要望

が非常に強いものでありますから、自分らがそれにタッチしておらんという形にもなか／＼に参らんではないかと思ひます。そういうことで実質を一つ揃えまして、只今申しましたような弊害が生まれぬように行けば、結局はいいのではないかと、いうことで現在は一応なつておりますが、将来にいたしましては、全く同一の形のものでありますから、是非とも一本化するよう努力いたしたいと思ひますので、御了承をお願いいたします。

○田中一君 それでは参議院で、両資金又は国家機関の資金を住宅に融通する場合にはこの法律によらなければならぬという修正を仮にやつたすれば、あとは同じ自由党内の両大臣ですから、大臣が相談するなりして決定したらいのであつて、住宅局長はさうのほうで御希望らしいですから、我々もそのほうで非常に筋が通つておると思ひますから、かような含みで審議したいと思ひます。

○政府委員(師岡健四郎君) 法人たる労働組合は第七条の二号にございまして「会社その他の法人」の法人に入ると一応考えます。ただ問題は労働組合に直接こういう貸付事業を営ませますことが妥当であるということになりますれば、現在の段階では私どもはさういうたくさんの資金を一時に労働組合に期待するということには必ずしも適當ではないのではないかと、いう考への下におきまして、大體におきましては事業主に一つこの住宅供給のいわば国家と協力する面を期待したいということ

で、主として事業主に期待しておるわけにございまして、事業主が或る事業場におきまして、その労働組合との話し合いによりまして、事業主がその労働組合に或いは金を出し、或いは融資等をして、さうして貸付事業を営ませるといふ考への下に話が進んで参つておられます。さういふ向きにつきましては勿論貸して行くことに相成ると思ひます。

○田中一君 もう一つ伺ひたいのは、前国会も社会党の左派、右派から両方やはり産業労働者の法案が議員提出で出ております。衆議院における委員会の扱ひ方は、大體その問題は両社会党とも連絡をとつてやつておられますか、承知しておりますけれども、現在残された二つの法案は、衆議院において審議してあるのですか、審議しないのですか、又この三つの兼ね合ひはどのういふ工合に審議されたか、南さんから伺ひたいと思ひます。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。お言葉の通り衆議院では三つの法案が出たのであります。そこでこの三つの法案を住宅小委員会に付託を一応いたしましたので、そして各党の歩み寄つた線を出して頂き、住宅小委員会のいわれる建設委員長に対する回答によりまして、各党共同修正で出て参ります。その案が各党満場一致で通つて衆議院を通過して本院に参つたような次第であります。あとにまだ法案が二つ残つております。この取扱いにつきましては、建設委員会のほうで何とか考へているようでございますが、政府のほうにおいては関係してございせんので存じませぬ。ただ実質的には皆満足したことになりまして、或いは取下げるといふような話も聞いております。審議未了になるような話も聞いております。

○小笠原三三男君 私も今の田中君の質問について、実は政府側には聞く筋合いじゃないので、委員長にお尋ねしたいのですが、本審査で今政府提案になる産業労働者住宅資金融通法案が出て来て審査されておりますが、予備審査でこちらに送られておる只今お話しする労働者住宅建設促進法案並びに産業労働者住宅公社法案、これは内容をそれとなく見ますと、趣旨目的等において非常に共通な問題を含んでおるわけなんです。それでこれはどういふ扱いを以て本委員会としては審査して行こうとせられたのか、その経過ではこれはいかにあつて、多分これは参議院側も労働者住宅或いは産業労働者住宅につきまして、それらの建設促進の法案なり公社法案なりを出された議員としては意見があるのではないかと思ひます。それで今政務次官がお話になるように撤回されるというなら撤回してもらわなければならぬ

し、審査せよというならばこれは審査について特段な考慮をしなければならぬと思うのです。

それで私は田中君の聞くのとダブるだろうと思うのですが、どういふ経緯でこういふふうな形に一つだけが上つて来て、他のものは成立しないのでしたのか、結末はどうしようとしたのか、衆議院の建設委員長は扱いについて、それとなくこれは委員長から聞いてもらいたいし、直接にこの委員会にはこの議員立法をされておられる代表者に出て頂いて、どういふことをこの委員会に今後希望せらるるのか、お述べになつて頂きたいと思つておつた。そうでないと私はこれだけ一つ切り離して政府提案だけを扱つて行くというこ

とはうまくないと思つておつた。立法府として議員立法は、私の考えでは政府提案よりも或いは優先的に尊重せられて審査されるのが今日の立法府の行き方として望ましいことではないかと、さうに思つておつた。而もそうではない形になつて来ていますから、他院から出ているものから、参議院としてはそれ、他院の意思を尊重して審査を中つて行くことがいいだろうと思つた。できるならば他の法案の提案者はどういふ意向を持つておられるのか、お呼び頂いて、質疑ができるように取運んで頂きたい。本日そういうことは早急のこととしてできないだろうと実際私

は思つておつた。そこでこれは委員長にお願いして頂いて、後日そういうふうなことをして頂きたい。そしてこれと並行してこの本審査になつておられるものを質疑をして行つて行くというならば賛成いたします。その片方の法案はどういふふうになつておられるのか見極

めが付かないで、片方だけを単独に切り離して審査するということについては私は疑義があります。そういう意味で委員長に取扱いを願いたいと思つておつた。

○委員長(石川清一君) 委員会の運営については、努めて、参議院の規則に捉われず、委員長理事会でなく、全員の懇談、全員委員会という形で今日まで進めて参りました。本日の審査日程については予定をされておつたが、道路整備費の財源等に関する提案者が旅行のために出られないということが一昨日にわかりましたので、今日も一応二つの議案をかけておつた。先ほど懇談をいたしました。本日の委員会を進めて参つておつた。只今小笠原委員から述べられましたような意見については、本委員会が終了しましたあと、又懇談を申し上げます。日程に繰り入れられ、衆議院の意向を聞くなり、一応付託された案件に対しては十分審査されるべき各委員の御意向並びにその他取入れて審議の万全を期したいと存じておつた。

○政府委員(南好雄君) 政府提出の法案が衆議院を通過いたしました経過につきまして先ほどお話し上げました。ただ……。

○小笠原二三男君 私は、そういうことは政府側の意向でしてね。そういうことは余計なことでは、聞く必要はないです。

○政府委員(南好雄君) 先ほどお話し上げましたこの政府提案の……。

○小笠原二三男君 委員のほうから聞けばいいので……。

○政府委員(南好雄君) ちよつと最後まで……。この法案が通る際において

この法案に付帯決議がございまして、それを申し上げなかつたので、これは私の手落ちかとも存じますので、この法案が通過する際において、各党共同提案になります。付帯決議が衆議院を通過しております。それをお読みいたしておきたいと思つておつた。

産業労働者住宅資金融通法案に對する附帯決議案  
政府は、本法の施行に際し次の措置を講ずべきである。  
一、現下の深刻な住宅難特に住宅不足の甚しき勤労庶民階層の事情に堪がみ、これに對する住宅対策を更に強化するとともに、その一環たる本法に基づく産業労働者住宅の建設については、最近の機会において貸付資金の増額をはかる措置を講じ、あわせて資金貸付の範囲の拡大貸付金の限度の引上及び貸付金の利率の低減に努めること。

二、住宅対策審議会に所要の部会を設け、本法に関する重要事項についで住宅対策審議会の意見を充分に尊重すること。  
三、貸付金に係る住宅の入居者の資格及び家賃その他の貸付の条件について入居者の意見を充分に反映させるために、必要な措置を講ずること。  
四、勤勞庶民住宅の建設を促進するため、これに課せられている税金の減免に關し適當な措置を講ずること。

○委員長(石川清一君) 速記をとめて下さい。

午後二時三十五分速記中止  
午後二時四十五分速記開始  
○委員長(石川清一君) 速記を始めて下さい。

○田中一君 ではこの産業労働者住宅資金融通法案は、今懇談中に話合つた二つの結論が出てから審議することが正しいと思つたので、その衆議院からの経緯の報告があつた後にこの逐条審議をしたらどうかと思つた。

○委員長(石川清一君) それでは先ほど御懇談しました線に沿つて、衆議院の建設委員長と質疑の経過を御相談して、御報告すると共に、提案者についても御意向を承りまして、併せて御報告しますので、事務的にこの線に沿つて取扱つて行きたいと思つた。私共は、私共の御報告を願いたいと思つた。

○小笠原二三男君 私共は、私共の御報告を願いたいと思つた。

○政府委員(南好雄君) 御説明申上げます。現在の住宅不足数は先ほどから申上げておられますように約三十五万戸不足しておられることになつておつた。現在の政府の公営住宅供給方策や又住宅金融公庫による融資の基本となつておられます住宅不足を解決する基本方針をいたしまして、この三十五万戸のうち、特に緊急を要する住宅百九十万戸につきまして大体二十九年間で解消したい。更に人口の増加とか或いは老朽住宅とか、更に殖えて来るそういう恒常需要の分を加えまして、現在の毎年やつて行きます住宅供給の戸数をきめておられるわけでございまして、それが大体におきまして、毎年二十八万戸ほどになつておつた。このようにいたしまして、

○政府委員(南好雄君) お答えを申上げます。大体のところ二十九年、らしい計画で現在の不足を補つて行きたい計画は持つておられます。なおその計画の予算につきましては、いづれ局長から報告をいたさせますが、国家財政の点もありまして、本年度は差当り六千五百戸ということになつておられるような次第であります。

○小笠原二三男君 それでは詳しく御説明を伺いますが、只今の御報告によつて、二十九年の計画だとしますと、累年資金が殖えるならともかく、二十億程度でございまして、十三万戸の建設になると思つておつた。そのうち、他の一般の住宅金融公庫で建つ建物を入れたら、恐らく要求される百万戸以上の半分もできないのではないかとお考えが、私の推測が誤つておられるなら誤つておられるというふうな適切な御答弁を願いたい。

○政府委員(南好雄君) 御説明申上げます。現在の住宅不足数は先ほどから申上げておられますように約三十五万戸不足しておられることになつておつた。現在の政府の公営住宅供給方策や又住宅金融公庫による融資の基本となつておられます住宅不足を解決する基本方針をいたしまして、この三十五万戸のうち、特に緊急を要する住宅百九十万戸につきまして大体二十九年間で解消したい。更に人口の増加とか或いは老朽住宅とか、更に殖えて来るそういう恒常需要の分を加えまして、現在の毎年やつて行きます住宅供給の戸数をきめておられるわけでございまして、それが大体におきまして、毎年二十八万戸ほどになつておつた。このようにいたしまして、

○政府委員(南好雄君) ちよつと最後まで……。この法案が通る際において

この法案に付帯決議がございまして、それを申し上げなかつたので、これは私の手落ちかとも存じますので、この法案が通過する際において、各党共同提案になります。付帯決議が衆議院を通過しております。それをお読みいたしておきたいと思つておつた。

産業労働者住宅資金融通法案に對する附帯決議案  
政府は、本法の施行に際し次の措置を講ずべきである。  
一、現下の深刻な住宅難特に住宅不足の甚しき勤勞庶民階層の事情に堪がみ、これに對する住宅対策を更に強化するとともに、その一環たる本法に基づく産業労働者住宅の建設については、最近の機会において貸付資金の増額をはかる措置を講じ、あわせて資金貸付の範囲の拡大貸付金の限度の引上及び貸付金の利率の低減に努めること。

二、住宅対策審議会に所要の部会を設け、本法に関する重要事項についで住宅対策審議会の意見を充分に尊重すること。  
三、貸付金に係る住宅の入居者の資格及び家賃その他の貸付の条件について入居者の意見を充分に反映させるために、必要な措置を講ずること。  
四、勤勞庶民住宅の建設を促進するため、これに課せられている税金の減免に關し適當な措置を講ずること。

○政府委員(南好雄君) ちよつと最後まで……。この法案が通る際において



現在の住宅不足を二十カ年間に解決いたしますと共に、現在後に生じます人口増加その他による恒常的な住宅需要に対応し得るものと考へておるわけでございます。この基本方針の中で、つまり公営住宅の建設を今後年間、二十八年度について言いますれば五万戸、それから住宅金融公庫の融資による住宅供給が四万五千、更にこの産業労働者住宅による分が六千五百戸、公務員住宅が十億で約二千戸くらいになつておると思ひますが、そういうふうにいまして対応し得るものとして考へておるわけでございます。この二十億の分だけで住宅不足に対応し得るものとして考へておるわけでございます。

○小笠原三三男君 いろいろ意図かわからなかつた。今後二十カ年計画で解消すると言つておられますが、そのあとでおつちやつたのは二十八万戸になる内訳でございますか、二十八万戸といふのはどういふ計数なのですか。百九十万戸を解消するということならば、二十八年を要さないわけですが、私の聞き間違ひでしたらもう一度御答弁願ひたい。

○政府委員(師岡健四郎君) 御説明が或いは不十分だつたと思ひますが、現在数字も少し訂正したいと思ひます。大体先ほど申しましたように、現在の住宅不足を解決し、毎年度の恒常需要を加へまして、大体年間三十六万戸ほどずつ住宅が建設されればよろしいのでございます。それに対して公営住宅で六分、それから公庫の融資による分が六分、その他公務員住宅とかその他につきまして一万五千

戸、それから民間の自力建設を期待し得るものが約二十三万戸あるという予想の下におきまして、三十六万戸年々建設されて行くという考へ方でございます。

○小笠原三三男君 そうすると六万戸という公営住宅の中にこの六千五百戸というのが入るのでございますか。

○政府委員(師岡健四郎君) 公営住宅の分は、去年の国会で承認されました三カ年計画で、この二十七年度から九年までの三カ年間に十八万戸建設したいということになつております。その分が今申しました六万戸の数字に当るわけでございます。只今述べております産業労働者の住宅としましては、公営住宅というよりはむしろ公庫融資住宅の六万戸に相当する分と考へております。

○小笠原三三男君 そすると公庫融資の六万戸という中に六千五百戸が入るのだと、こういう計数なのでございませうか。

○政府委員(師岡健四郎君) 公庫の融資を通じまして、今年度の公庫の融資額百八十億が融資されまして、その分で五万一千戸建設される予定になつております。その五万一千戸の中に六千五百戸は入つておるわけでございます。

○小笠原三三男君 次に伺ひたいのですが、實際この法が適用になるといふと事業者からの融資を仰ぐといふのが多く出て来るというお見込でございますか、予定を充たすには足りないというお見込でございますか。

○政府委員(南好雄君) 非常に重大な、又大事な御質問のように拝承いたします。私たちの見通しでは恐らく超

過するのではなからうか、少しオーバーして申込があるのじやないかと、こういう見通しを持っております。

○小笠原三三男君 それで貸付ける場合に、その事業者の経営内容とか或いはその条件があるのでございませうか。例えば私のお聞きしたいことは非常に素朴なことですが、利潤が上つておる大きな事業者、配当の大きい、こういうようなところにこの資金が集中されて、零細な五人以上の中小企業等で、経営は困難であるけれども、産業労働者の福祉のために住宅建設をしたい、こういうような希望は容れられない。大企業のほうにこういうものが集中して融資されるというふうなことがあり得ないかどうか、又そういう利益等があるところには特段にこういう手まで通じて國の力で援助してやる必要があると思はれることも、常識上あるかも知れない。そういうふうなものはどういうふうな適正に配分して行くのか、そういう諸条件があるのかどうか、こういうことでもございませうか、そういう一点は、耐火建築といふことを希望しておられますが、よく鐵山等の事業、経営をやつていてこののいゆる長屋社宅と言われるものは非常に古い状態にあるものが多い。そういうのを耐火建築に建て替え工事をするというふうな場合にもこれは融資の対象になるのかどうか、この点又伺ひたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。第一の御質疑は、民間資金を導入するといふことがこの法律の一つの建前になつております。従つて金の出し得る会社、もつと平たく申上げますならば、儲かつておるような会社は金

が出しやすいから、そういう大資本的なところに集中するんじゃないか、こういう御質問だと私は拝承いたしました。御言葉の通りです。一応はそういうことも考へられます。考へられますが、御承知の通りこの法案が狙つております点においては、常時五人以上の者を使用する事業者と団体、そういうものが寄り集まつて金を、融資を受けたいといふことも考へておるのであります。必ずしも大企業ばかりにこういう金が流れて行くとも考へておりません。要するにどういふものを対象にして貸付けるかを、いすれ住宅金融公庫を通じて資金が流れるのでありますから、住宅金融公庫の資金貸付の条件において御趣旨のように余り偏在して洗れないように相当規制をいたしたい、こういうふうな私たちも考へておりますが……。

それから御質問の第二点は、古いやつを建て替へて耐火にする場合にこの融資の対象になるかどうかという御質問と拝承いたしました。融資の対象になるといふことは、融資の対象になるかどうかを考へております。

○小笠原三三男君 それで五人以上の産業労働者を使う事業者にこれを貸すといふことをきめた理由は、そういう零細な事業者にも貸して、そういう者こそ労働者の住宅建設には事業者自身の方が不足してできかねる、だから融資してやる、こういうところに主眼があるのか、ただ何となしにこういうもので一応二十億の金を配分して、僅かでも住宅建設を全面的な立場でやればいいのだといふだけのことなのか、この点ははつきりお伺ひしたいと思ひます。耐火建築で、今日五人以上の中小

企業者が金を借りて實際こういう住宅建設ができるというお見込を持つておられるのかどうか、この点を裏からひつくり返してお伺ひしたい。そうでなくとも何億かの株式を募集して、そして防衛生産というふうな今はやりの大企業を経営しようという者が、最初から労働者住宅としてこういうものを目当てにして金を借りることを申込んで来るんじゃないか、そのほうが多いんじゃないか。たつた六千五百戸くらいの大企業なら一つや二つでもこういうものはこなしてしまへる。私はそういうのでなくて、何か優先的に、困り抜いておる、自力では住宅建設ができかねるような事業者がこの金が廻つて行くといふような特段な御配慮があるのかどうか、こういう点を狙ひとしてお尋ねしておるわけですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。率直に申上げますと、お言葉のように常時五人以上を使用する事業者に、単独ではなかく、そういう耐火住宅といふようなものは私にはなかく、融資の対象にはならんのではないかと思ひます。思ひますが、先ほどお答え申上げましたように、そういう業者が一つといゆる法人を作つて借りることもできるかと申上げたのであります。もう少し砕いて申上げますならば、お言葉のように本当に困つておる中小企業者といふような人たちに貸すためには、こういう法律では不十分ではないかという御質問と拝承いたしました。が、そういう観点から眺めて頂きますれば、事業者も五割出す、資金融通限度も五割貸してやるというふうな法律の立て方が、そういう結果にもなつて

六

来るのでありまして、本当に金がなくて困つておられる人たちに金を貸そうというんだつたら、これは預金部資金というふうな大家から預つている金を向けるべきではなくて、国家の財政投資というふうなほうに向いて行かなきゃならぬのじゃないかと私たちが考えております。そこまで行ければいいが、現在のいわゆる国家財政の見地から眺めると、非常に微温的ではあります。ところが、こういう行き方を、そして或る意味における一つの産業労働者に対する現在の住宅難を解決できればというふうな考えで本法律は出しておるわけでありまして、民間資金の導入ということも大きな法律の目的になつております。見地から申上げますと御質問のような大きないわゆる企業者のほうへ資金が流れ勝ちということも私はあえて否定申上げません。ただ金庫あたりがこれを取扱う際において、そう極端なようなことにならないように、これは十分建設大臣が監督できるのでありますから監督して、そして御趣旨を活かして行くよう行政監督によつて補つて参りたいと思つております。

○小笠原二三男君 一般の住宅金融公庫のようにその申込が多ければ抽籤をするとか、同じ抽籤でも第一回、第二回には当らなかつた者を優先的に抽籤するとかいうふうな、大体偏在しないで行き渡るような方法を主体的に考えて行くというふうなことが納得行きませんが、あなたもおつしやるように申込はあつた、そして何千万或いは数億の会社、そういう者も申込んで行く、そうでない者も申込んでおる、そういう実際は申込は余計になつた、こういう

るときにはくじ引きというほどでもないでしょうし、それは公庫のほうで適宜に扱つたらうというだけでは、その基準がわからぬのでは、これはいろいろ問題が起るのじゃないか、即ちそういう場合に有力なる政界の方々等がその会社に特定な繋り等があれば、その方から特定にそこへ金を出させるというふうなことがあり勝ちなことになるのじゃないか、そういうふうな点を規制するようないか、こういう点を規制するようないか、この法案ではないのかどうか、こういう点をお伺いしたい。

必要資金の全額を調達することが困難であるものに対し……」こうなつておられます。その住宅建設資金の不足額を補足するものとして行わなければならぬ、この四つの趣旨が、今御質問になりましたように自己資金で十分に建て得るようなふうな大きな大きなもの住宅資金は賄つてはならないというふうな私たちが解釈しております。従つてそういうものはもう当然この貸付けの対象にならないわけでありまして、で、自分の金ではどうしても建たぬ連中、それで半分はこの金を貸してやるというのでありますから、そこで大きな一つの制限が出て参ります。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。御質問の御趣旨は法案の第四条に「この法律による資金の融通は、一事業業者に使用される資金の融通は、一住宅不足が甚しい場合において、当該産業労働者のために産業労働者住宅を建設しようとする者で、住宅の建設に

必要な資金の全額を調達することが困難であるものに対し……」こうなつておられます。その住宅建設資金の不足額を補足するものとして行わなければならぬ、この四つの趣旨が、今御質問になりましたように自己資金で十分に建て得るようなふうな大きな大きなもの住宅資金は賄つてはならないというふうな私たちが解釈しております。従つてそういうものはもう当然この貸付けの対象にならないわけでありまして、で、自分の金ではどうしても建たぬ連中、それで半分はこの金を貸してやるというのでありますから、そこで大きな一つの制限が出て参ります。

○政府委員(師岡健四郎君) 貸付けに当りましてお尋ねのように非常にこの二十億を上廻る申込があるのではないかと、そういう場合に大企業者とかか、あるいは有力業者ばかりに行くのではないかと、そういうふうな点をお伺いしたい。

○政府委員(師岡健四郎君) これは先ほどから申上げておられますように、その新しい古いとを問わず、住宅の建設に必要な資金の全額を調達する

○小笠原二三男君 それでは念のため業を過去から現在まで行つて来ておられる。そうして住宅不足で困つておられるもの、新たに一つの防衛生産のための航空会社をこへ作る、資本金は三億だ、併しその場合に債権資産はこれか、併し、或いは建物はこれか、それでは住宅まで手は廻らぬ、それで住宅建設の資金はこれのほうで借りたいとした場合には、こういう新規に労働者を募集して企業を行おうとするもの、従来までやつて来て住宅に不足しているものとは、それは優先順位というものはなくて、お互い当り前に対等に釣り合つて資金を貸付ける、こういうふうなことになるのかどうか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(師岡健四郎君) これは先ほどから申上げておられますように、その新しい古いとを問わず、住宅の建設に必要な資金の全額を調達する

○小笠原二三男君 それでは念のため業を過去から現在まで行つて来ておられる。そうして住宅不足で困つておられるもの、新たに一つの防衛生産のための航空会社をこへ作る、資本金は三億だ、併しその場合に債権資産はこれか、併し、或いは建物はこれか、それでは住宅まで手は廻らぬ、それで住宅建設の資金はこれのほうで借りたいとした場合には、こういう新規に労働者を募集して企業を行おうとするもの、従来までやつて来て住宅に不足しているものとは、それは優先順位というものはなくて、お互い当り前に対等に釣り合つて資金を貸付ける、こういうふうなことになるのかどうか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(師岡健四郎君) これは先ほどから申上げておられますように、その新しい古いとを問わず、住宅の建設に必要な資金の全額を調達する

○小笠原二三男君 それでは念のため業を過去から現在まで行つて来ておられる。そうして住宅不足で困つておられるもの、新たに一つの防衛生産のための航空会社をこへ作る、資本金は三億だ、併しその場合に債権資産はこれか、併し、或いは建物はこれか、それでは住宅まで手は廻らぬ、それで住宅建設の資金はこれのほうで借りたいとした場合には、こういう新規に労働者を募集して企業を行おうとするもの、従来までやつて来て住宅に不足しているものとは、それは優先順位というものはなくて、お互い当り前に対等に釣り合つて資金を貸付ける、こういうふうなことになるのかどうか、この点をお伺いしたい。

○小笠原二三男君 それでは念のため業を過去から現在まで行つて来ておられる。そうして住宅不足で困つておられるもの、新たに一つの防衛生産のための航空会社をこへ作る、資本金は三億だ、併しその場合に債権資産はこれか、併し、或いは建物はこれか、それでは住宅まで手は廻らぬ、それで住宅建設の資金はこれのほうで借りたいとした場合には、こういう新規に労働者を募集して企業を行おうとするもの、従来までやつて来て住宅に不足しているものとは、それは優先順位というものはなくて、お互い当り前に対等に釣り合つて資金を貸付ける、こういうふうなことになるのかどうか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(師岡健四郎君) これは先ほどから申上げておられますように、その新しい古いとを問わず、住宅の建設に必要な資金の全額を調達する

○小笠原二三男君 それでは念のため業を過去から現在まで行つて来ておられる。そうして住宅不足で困つておられるもの、新たに一つの防衛生産のための航空会社をこへ作る、資本金は三億だ、併しその場合に債権資産はこれか、併し、或いは建物はこれか、それでは住宅まで手は廻らぬ、それで住宅建設の資金はこれのほうで借りたいとした場合には、こういう新規に労働者を募集して企業を行おうとするもの、従来までやつて来て住宅に不足しているものとは、それは優先順位というものはなくて、お互い当り前に対等に釣り合つて資金を貸付ける、こういうふうなことになるのかどうか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(師岡健四郎君) これは先ほどから申上げておられますように、その新しい古いとを問わず、住宅の建設に必要な資金の全額を調達する

○小笠原二三男君 それでは念のため業を過去から現在まで行つて来ておられる。そうして住宅不足で困つておられるもの、新たに一つの防衛生産のための航空会社をこへ作る、資本金は三億だ、併しその場合に債権資産はこれか、併し、或いは建物はこれか、それでは住宅まで手は廻らぬ、それで住宅建設の資金はこれのほうで借りたいとした場合には、こういう新規に労働者を募集して企業を行おうとするもの、従来までやつて来て住宅に不足しているものとは、それは優先順位というものはなくて、お互い当り前に対等に釣り合つて資金を貸付ける、こういうふうなことになるのかどうか、この点をお伺いしたい。

○小笠原二三男君 それでは念のため業を過去から現在まで行つて来ておられる。そうして住宅不足で困つておられるもの、新たに一つの防衛生産のための航空会社をこへ作る、資本金は三億だ、併しその場合に債権資産はこれか、併し、或いは建物はこれか、それでは住宅まで手は廻らぬ、それで住宅建設の資金はこれのほうで借りたいとした場合には、こういう新規に労働者を募集して企業を行おうとするもの、従来までやつて来て住宅に不足しているものとは、それは優先順位というものはなくて、お互い当り前に対等に釣り合つて資金を貸付ける、こういうふうなことになるのかどうか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(師岡健四郎君) これは先ほどから申上げておられますように、その新しい古いとを問わず、住宅の建設に必要な資金の全額を調達する

○小笠原二三男君 それでは念のため業を過去から現在まで行つて来ておられる。そうして住宅不足で困つておられるもの、新たに一つの防衛生産のための航空会社をこへ作る、資本金は三億だ、併しその場合に債権資産はこれか、併し、或いは建物はこれか、それでは住宅まで手は廻らぬ、それで住宅建設の資金はこれのほうで借りたいとした場合には、こういう新規に労働者を募集して企業を行おうとするもの、従来までやつて来て住宅に不足しているものとは、それは優先順位というものはなくて、お互い当り前に対等に釣り合つて資金を貸付ける、こういうふうなことになるのかどうか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(師岡健四郎君) これは先ほどから申上げておられますように、その新しい古いとを問わず、住宅の建設に必要な資金の全額を調達する

○小笠原二三男君 それでは念のため業を過去から現在まで行つて来ておられる。そうして住宅不足で困つておられるもの、新たに一つの防衛生産のための航空会社をこへ作る、資本金は三億だ、併しその場合に債権資産はこれか、併し、或いは建物はこれか、それでは住宅まで手は廻らぬ、それで住宅建設の資金はこれのほうで借りたいとした場合には、こういう新規に労働者を募集して企業を行おうとするもの、従来までやつて来て住宅に不足しているものとは、それは優先順位というものはなくて、お互い当り前に対等に釣り合つて資金を貸付ける、こういうふうなことになるのかどうか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。お言葉の通りで耐火が六割、それからその次のものが五割五分になりましたので、予算の金額が二十億になつております結果、初めの目的の六千五百戸は減少いたしましたして、五千六百戸くらいに減る予定でございます。

○小笠原二三男君 そうすると又質問したくなるのですが、五千六百に減つても、金の二十億のほうが大差なので、六千五百戸を建てようという政府の最初の意向というものはふみにじられても、計画に狂いはないと、こういうことでございませうか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。政府は五割五割で六千五百戸を建てようという法律を出したのであります。衆議院におきまして、五割五割では余りに民間資本の導入に偏する、従つてもう少し貸付限度を上げようと五割五分、六割にしろ、こういう御意思の下においてこの法案を修正なさつたのであります。憲法の趣旨に基きまして、国会の意思は最高でありますので、政府はお直しになつたことについては万止むを得ないものとして、そのままに参議院に一応廻つて御審議を頂いておるようなわけでございませう。

○小笠原二三男君 そうすると金額のほうを抑えないで、五千六百戸になるものを既定方針通り六千五百戸にし、そして衆議院修正通りの融資をするとなりませうと、総額は幾ら必要になつて来るのか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。御承知の通り今二十八年度の予算を審議して頂いております。この貸付限度で六千五百戸建てようといは

ますると、資金の枠を増さなきやならんということになりまして……。

○小笠原二三男君 だから幾らです。

○政府委員(南好雄君) 参りますので、非常に困難になつて参ります。従つてその御希望を今後において二十九年度の予算とかそういうことにおいて政府は極力やるようにという付帯決議を頂いたものとして、政府は再承しておるわけであります。

○小笠原二三男君 私の聞いておるのには、ただこの便宜上ですね、その数字を聞いておるのであつて、計算の結果をお聞かせを願ひたい。

○政府委員(師岡健四郎君) ざつと二十三億から四億、六千五百戸を是非建てるということになれば二十三億から四億要することになると思ひます。

○小笠原二三男君 三億から四億のことでは千戸からの住宅不足の緩和はできない。そして特定の事業を常んで行業者自身の持出分だけを少くして行く、そして住宅建設は千戸は予定よりは少くなるんだ、こういうような扱い方がいいのかどうかは、それは衆議院のほうにおいて十分検討をされたのでしようが、今政務次官お話をなつた通り、三、四億のものなら本年度の補正等においてこれを政府の所信を当初の方針の通り貫く御意思があるかどうか、お伺ひしたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。政府は五割五割で二十億というふうにして出したのであります。衆議院においてそういうふうには御修正を頂いたのであります。その法案を今参議院で御審議頂いておるわけでありませう。政府といはしましては、衆議院の修正によりまして予算を補正して

行く意思は今のところはございませぬ。

○小笠原二三男君 あなたはさつき衆議院側の決議案をお読みになり、今の御答弁でもそういう意味で、今後において予算を殖やせという決議があるものだから、その意を体すべきであるという御答弁だつたわけですか。それで而も衆議院が立法院の建前で修正したことでございませうから、それに従うのが政府のあり方だという誠に御尤もな御答弁だつたわけですか。従つて衆議院側の決議の意思を尊重するならば、今後において補正等が出る機会においてそういうふうな努力したいというふうな御答弁でもあればともかく、これのほうはきまませんというのはどういうことですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。政府は今この二十八年度予算を補正するという意思は持つておらぬのであります。従つて二十八年度において、法律の修正によつて予算を積極的に政府が直すという意思は今のところはなして申上げたのです。従つて付帯決議の趣旨を活かそうといはしませぬならば、私たち誠心誠意二十九年度予算において御趣旨を本当に予算に盛り込んで行きたい、こういうことを私端的に申上げたのであります。

○小笠原二三男君 そうすると仮に補正の出るような状況になる場合には、建設省当局はこの不足分を要求するお考えですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。若しも政府が予算を補正するよりな機会には、これは建設省当局といはしましては大蔵当局に対して極力当初の六千五百戸の目的達成に努力いたす

つもりでありますけれども、国家財政の点もありますので、今ここでそれを何と申しますか、実現できるかどうかというその確たる御返事は立場上いたしかねる、こう申上げるよりほかはないのであります。

○小笠原二三男君 今度の本予算は無疵で通ることはもう絶対不可能な段階にあるのじやないかと思ひますが、その場合に立法院はやつぱりこういうものを修正して建設省当局の方針の通りにして上げるといふことについては、建設省当局は非常に喜びになる結果になると思ひますが、そういうことを我々として努力するということについてはどういふお考えをお持ちですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。この今提出せられております予算が修正になるかどうかは、私たちといはしましてはなかく見通し困難であるかと思ひまして、若しそういう場合があつたときに、お前たちの考えを助けてやろうといふお言葉につきましては、別段私は異存がないのであつて、やつて頂ければ結構だとお答え申上げるよりほかないのであります。が、なかくその辺の返事になりますると非常にむずかしい問題がございませぬので、一つその点で御了承をお願い申上げたいと思ひます。今日はこれだけで……。

○田中一君 このほうの半分、六割になりませぬ。そうすると建築費は坪当たり幾らに見ているのですか。それから地域的にいへば違ふと思ひます。現在の建築単価といふことも違ふと思ひます。それから申込の分布状態、いろいろおのずから違ふと思ひますが、結局

標準単価を以て貸付けるといふことになるのですか、ちよつとそれを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(師岡健四郎君) 只今お尋ねになりました建築費の問題でございますが、一応公庫標準建設費によつて貸付けたと思つております。公庫の標準建設費は御承知のようにそれ地域によつて差別をしていられるわけでありませぬので、やはり一応地域によつて段階が出ていられるわけでございます。それによつてこの公庫の建築費と同じように考慮しておるわけでございます。

○田中一君 そうするとどうなりませぬ。

○政府委員(師岡健四郎君) 予算のほうに、一応木造住宅につきましては坪当たり建築費は二万七千円、それから耐火構造に計上いたしてあります。

○田中一君 ブロック建の場合はどうなりませぬ。

○政府委員(師岡健四郎君) 簡易耐火構造の場合は四万五千円でございます。

○田中一君 これはあとで御質問しようと思つたのですが、そうしますと現在の建築費はこの今の標準単価、そこであつたところ、そこで予算に組んだ。地域差があつてもそれで建てられるという見込の下に立てておるのですか。

○政府委員(師岡健四郎君) 御承知のように公庫の標準建設費は毎年需要期を見まして、全国的に物価の変動その他を見まして調査いたしております。そこで建築費が非常に高くなりましたらば、これは主務大臣の認可を受けて、増大いたしましたことを工事いたしてありますが、産業労働者住宅の建



案につきましても全く同様な方法をとりたいと思つておりました。これも現在の段階では、公庫住宅も大体これで行つておりますので、今のところこの建築費で大体できると思つておりますが、今後いろいろの建築の変動がございますれば、全般的な事情に基きまして当然これも変えて行くということも考えられるわけでございます。

○田中一君 私、現在の木材の高騰、これは相当著しいものであります。従つて現在の今御説明になつた予算上の、計算したところの二万七千円で木造が建てられると考えられないのです。住宅金融公庫は現在きめておりますところの単価というものはこれで差支えないという自信があるようにおつしやいますけれども、それは実際におつしやい確信を持つていられるのですか、重ねて伺います。

○政府委員(師岡健四郎君) 住宅金融公庫は大体二カ月に一回全国的な調査をいたしておりますが、資材の変動その他を調査いたしておるわけでありまして、それが現在の標準建設費に非常に影響を及ぼして、それでむずかしいという場合には建築費も変えておるわけでございますが、只今の調査の結果では、建築資材が非常に上つていて、数字がござりますが、今のところは大体この程度で行けるというふうな報告が来ておりますし、私どもも現在の段階ではこれでできるんじゃないかと思つております。

○田中一君 もう一つ、これは土地には融通はしませんね。  
○政府委員(師岡健四郎君) 公庫と同様に土地につきましても融資する予定でございます。

○田中一君 あとは逐条審議で一つ……。

○委員長(石川清一君) 産業労働者住宅資金融通法案についての一般質問は大体終つたように存じます。今日はこれで打ち切らして、続いて北海道防塞住宅建設等促進法案について御質疑がございまして、逐次御発言を願います。

○小笠原二三男君 速記をとめて頂きたい。

○委員長(石川清一君) 速記をとめて。午後三時三十分速記開始

○委員長(石川清一君) 速記を始めて。午後三時五十分速記開始

○赤木正雄君 大分懇談のうちに時間も経過しましたから、今日はこれで委員会をおやめになるように願います。  
○委員長(石川清一君) では本日はこれで散会いたします。明日は午後一時から開会いたします。公報を以てお通知をします。  
午後三時五十分散会

七月四日本委員会に左の事件を付託された

- 一、北海道防塞住宅建設等促進法案(予備審査のための付託は六月二十七日)
- 一、産業労働者住宅資金融通法案(予備審査のための付託は六月二十三日)

七月四日本委員会に左の事件を付託された  
一、静岡県焼川改修工事施行に関する請願(第二二二二号)

一、一級国道十号線改良工事促進に関する請願(第一二六四号)  
一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三二七号)  
一、栗橋上流利根川引堤工事施行等に関する請願(第一三二八号)  
一、利根川々筋一部堤防補強工事促進等に関する請願(第一三二九号)  
一、利根川々筋一部護岸工事継続施行等に関する請願(第一三三〇号)  
一、利根川災害対策工事施行等に関する請願(第一三三二号)  
一、利根川総合開発に関する請願(第一三三三号)

一、国道十七号線一部変更に関する請願(第一三六七号)  
一、土木工作物の豪雨災害復旧費国庫負担等に関する請願(第一四〇三号)  
一、中部山岳国立公園小倉口、上高地間観光環状バス道路開設に関する請願(第一五五四号)  
第一五五四号 昭和二十八年六月二十五日受理

中部山岳国立公園小倉口、上高地間観光環状バス道路開設に関する請願  
請願者 長野県南安曇郡温村 長 中村小四郎外七名  
紹介議員 赤木 正雄君  
上高地は、近時大いに俗化してきたため、逐次奥地に進出する観光客が増加してきたが、現在の島々を中心とする上高地線は、梓川けい谷を利用した往復線であり、しかも初春における雪なだれの災害と登山期前の入梅期における豪雨のため、上高地線全線に災害箇所が続出して長期にわたり交通と絶し、年々国費、県費を食害する危険極

りない観光道路線であつて観光客に不便と危険を与えているから、従来水害等によつて崩壊した事例がなく、かつ眺望すこぶる絶景である小倉村を起点として大滝山を中心とした尾根伝いの環状登山道路バス線を上高地まで開設せられたいとの請願。  
第一四〇三号 昭和二十八年六月二十三日受理  
土木工作物の豪雨災害復旧費国庫負担等に関する請願  
請願者 福岡県知事 杉本勝次  
紹介議員 小松 正雄君  
本年六月五日から七日にかけての梅雨性豪雨は福岡県全域に大被害を与え、総被害額は五十八億五千万円に達したが、この内土木工作物の被害は九億二千六百万円に及び、田植時を控へ農業生産上から、緊急復旧を要するから、被害に対する査定を早急に実施せられ、今年度において半額の国庫負担金を交付せられるとともに、つなぎ資金として一億五千万円を融資せられたいとの請願。  
第一三六七号 昭和二十八年六月二十二日受理  
国道十七号線一部変更に関する請願  
請願者 群馬県利根郡新治村大字永井六五〇 岡村宏 策外九名  
紹介議員 伊能 芳雄君 横川 信夫君 松原 一彦君

利根川総合開発に関する請願  
請願者 千葉県佐原市長 坂本 齊一外八名  
紹介議員 田中 一君  
利根川の総合開発計画に再検討を加え、国土を守り、資源を積極果敢に利用するため、(一)銚子河口の本格的整理工事の急速執行、(二)銚子名洗より松岸附近、利根本流に運河を開き名洗避難港と銚子漁港を包含する大商港の建設、(三)湖北一東京湾間の放水運河の施行、(四)沿岸低湿地帯の盛土、客土、沼沢埋立てを行ひ、二毛作可能の良耕地の増成、(五)国立または国定公園として日本水郷の観光的各施設等の計画を採択せられたいとの請願。  
第一三三二二号 昭和二十八年六月二十二日受理  
利根川災害対策工事施行等に関する請願  
請願者 群馬県前橋市長 関口 志行外一名  
紹介議員 田中 一君

国道十七号線の現在の予定線は群馬県新治村大字吹路より分岐右折して唐沢山ろくを横断三國峠に出ることになつてゐるが、(唐沢山線)大字吹路より府県道後閑停車場法師線を併用して西

川に沿ひ無多子谷を北上して三國峠に出る路線(無多子線)の方が、改修区間の短縮、全通後の利用度、災害の危険率、風致の破壊度等において教段すぐれているから、その予定線の一部変更して無多子線を採択せられたいとの請願。  
第一三三二二号 昭和二十八年六月二十二日受理  
利根川総合開発に関する請願  
請願者 千葉県佐原市長 坂本 齊一外八名  
紹介議員 田中 一君  
利根川の総合開発計画に再検討を加え、国土を守り、資源を積極果敢に利用するため、(一)銚子河口の本格的整理工事の急速執行、(二)銚子名洗より松岸附近、利根本流に運河を開き名洗避難港と銚子漁港を包含する大商港の建設、(三)湖北一東京湾間の放水運河の施行、(四)沿岸低湿地帯の盛土、客土、沼沢埋立てを行ひ、二毛作可能の良耕地の増成、(五)国立または国定公園として日本水郷の観光的各施設等の計画を採択せられたいとの請願。  
第一三三二二号 昭和二十八年六月二十二日受理  
利根川災害対策工事施行等に関する請願  
請願者 群馬県前橋市長 関口 志行外一名  
紹介議員 田中 一君

水害対策工事の早急実施、(二)前橋市曲輪町より国領町にいたる国道十七号線の舗装工事の実施、(三)戦災復興五箇年都市計画終了後の未完了地域の復興事業の継続、(四)下水道事業

費のわくの増額等に対して特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第二三二〇号 昭和二十八年六月二十二日受理

利根川川筋一部護岸工事継続施行等に関する請願

請願者 群馬県新田郡尾島町 長 飯塚祇吉外二名

紹介議員 田中 一君

(一)群馬県尾島町大字大館地先より世良田村大字平塚地先に至る利根川護岸工事の継続施行、(二)早川下流堀口地区北岸堤防の修築整備、(三)早川、利根川の合流点に逆流防止門の建設、(四)早川下流堤防の強化等に関するすみやかに善処せられたいとの請願。

第二三一九号 昭和二十八年六月二十二日受理

利根川川筋一部堤防補強工事促進等に関する請願

請願者 群馬県佐波郡島村長 田島嘉之

紹介議員 田中 一君

利根川川筋島村、藤田村、仁手村にわたる堤防の補強かさ上げ工事および島村地内流水域の障害物除去についてはかねてより請願してきたところであるが、いまだ工事着手にいたらず今秋の出水期をひかえて沿岸地元民は不定におびえている状況であるから、すみやかに本堤防の補強工事を実施せられたいとの請願。

第二三二八号 昭和二十八年六月二十二日受理

栗橋上流利根川引堤工事施行等に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡利島村 長 出井菊太郎外五名

紹介議員 田中 一君

昭和二十六年に具体的動きとなつた栗橋上流の利根川引堤工事は、潰地二百町歩および移転家屋二百戸に及ぶが、一千五百万住民の福祉安寧を左右する重要な工事であるから、引堤工事の計画性確立および該当者への完全補償、施行効率化のためしゅんせつ舟の配置等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二三二七号 昭和二十八年六月二十二日受理

江戸川築堤工事促進等に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡南桜井村長 小川文章外八名

紹介議員 田中 一君

江戸川の改修工事計画は、国家再建の重大事業であり、特に関東一都五県民の福利に資すること大なるに鑑み、本計画が具体化された頭初、関係各村は本計画に全面的賛意を表し用地の買収にも家屋等の移転にも異議なく応じ望まれた期限までには遅滞なく事を処理して来たのであり、このことは地元民としてのあらゆる犠牲から超越したものであるから、これら関係各村の心情を汲み取られて、(一)築堤工事の促進を計ること、(二)江戸川流頭の付替え計画は関係各村の納得の上実施すること、(三)買収費、補償費等に対し課税しないこと等を図られたいとの請願。

第二二六四号 昭和二十八年六月二十日受理

一級国道十号線改良工事促進に関する請願

請願者 鹿児島市長 勝目清外一名

紹介議員 西郷吉之助君

一級国道十号線は、鹿児島市と北薩、大隅地方はもち論、宮崎県とを結ぶ唯一の重要幹線であり、これが良否は本県における政治、経済、教育、文化の中心地である鹿児島市の発展のみならず鹿児島県の興隆を大きく左右するものであるが、本国道は大型および高速度自動車の交通に適さないばかりでなく危険箇所が多々あり、最も緊要度大なる帖佐、鹿児島間は未改良のまま残つてゐる実情にあるから、本国道の改良工事をすみやかに実施せられたいとの請願。

第二三三二号 昭和二十八年六月十九日受理

静岡県静岡市改修工事施行に関する請願

請願者 静岡県小笠郡佐倉村 長 清水操一外三十名

紹介議員 小林 武治君

静岡県静岡市は、源を藤原郡相良町鬼女に発し、小笠郡北木村、佐倉村および榛原郡地頭方村、白羽村の広大な地域を流れて遠州灘に注いでいるが、河身は屈曲多く堤防は決壊して、その荒廃ははなはだしく、全く原始的河川の観を呈しており、強雨の際にはたちまち氾濫してじん大な被害を及ぼしているから、すみやかに本河川の改修工事を施行せられたいとの請願。